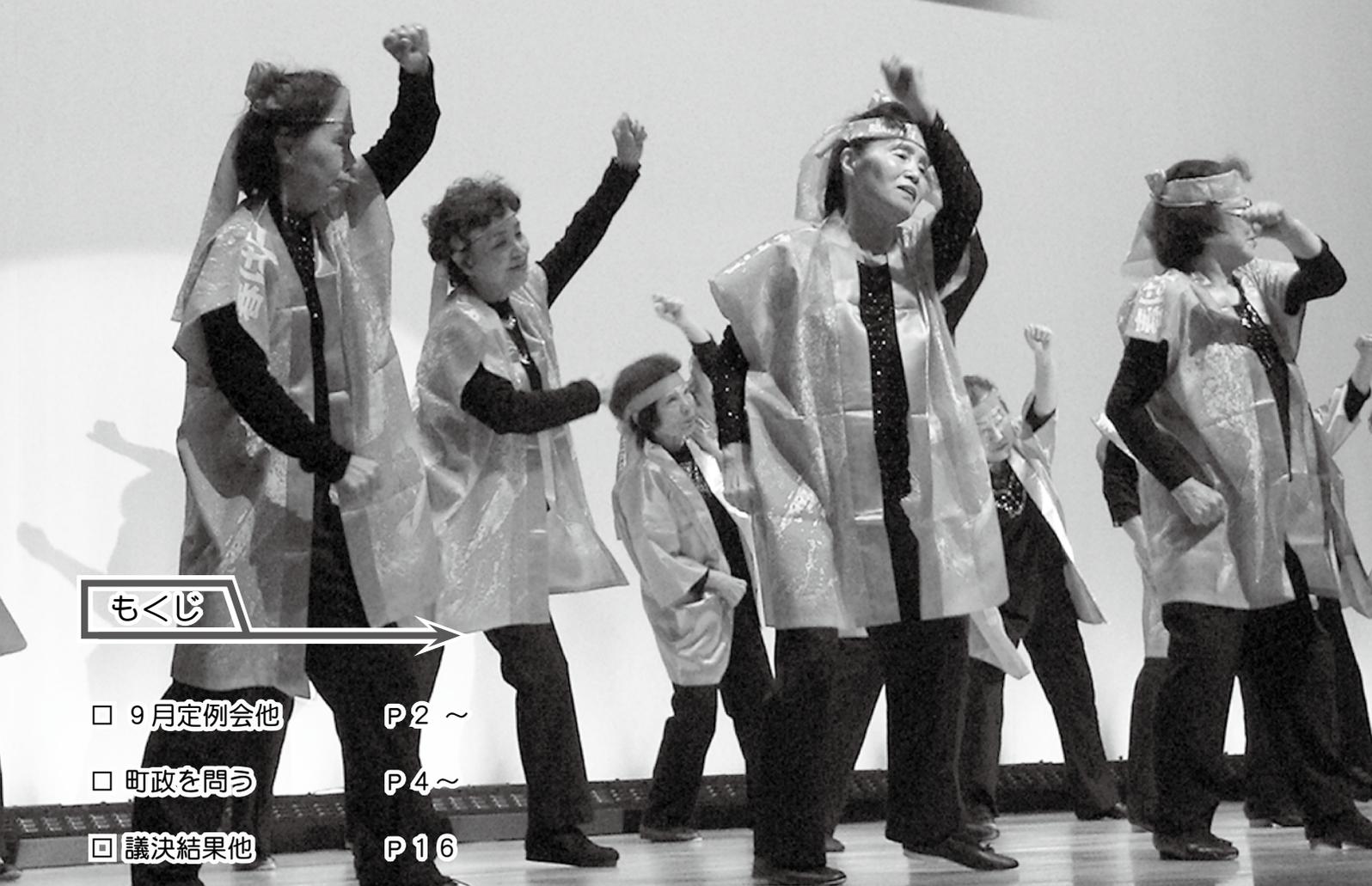


平成23年
第171号
11月15日

芦屋町議会だより

芦屋町町制施行120周年記念
祭りあしや
町民力でまちおこし



もくじ

- 9月定例会他 P2 ~
- 町政を問う P4 ~
- 議決結果他 P16

9月

定例会

第3回定例会が、平成23年9月7日から22日まで16日間の会期で開催されました。条例、補正予算、決算など25議案が上程され、次のとおり議決されました。

主な議案

条例

芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、平成23年3月11日以後に生じた災害によって死亡した者への災害弔慰金の支給に関し、支給対象となる遺族の範囲を拡大し兄弟姉妹に支給できるように改正するもの。

(可決 満場一致)

予算

平成23年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)について

歳入歳出それぞれ3,800万円

増額補正を行うもの。

円の入増額補正を行うもの。歳入に普通交付税や過疎債を増額計上しているほか、芦屋町松本教育振興基金への寄付金を措置している。また、臨時財政対策債や地方特例交付金を減額措置している。

歳出に芦屋町松本教育振興基金への積立金のほか、水田農業担い手機械導入支援事業補助金や22年度に実施した妊婦健康診査補助金、新型インフルエンザ接種補助金の返還金を計上している。また、船頭町駐車場活用事業商業施設整備工事監理委託料を措置している。

(可決 賛成多数)

平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

歳入では、前年度繰越金の増額、老人保健医療費拠出金還付金を増額計上。歳出では返還金額決定に伴う過

年度分療養給付費等負担金返還金の増額。

(可決 満場一致)

平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)について

収入では、「オラレ日南」の開設に伴う売上などの営業収益を増額計上し、支出では、開催費及び場外発売受託事業費などの営業費用を増額計上している。

(可決 満場一致)

平成23年度芦屋町病院事業会計補正予算(第1号)について

芦屋中央病院事業検討委員会の立ち上げに伴い、検討委員報酬、費用弁償、検討委員会支援業務委託料を計上している。

(可決 満場一致)

平成23年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について

支出では、人事異動に伴う、建設改良費における職員手当等を増額計上しており、収入額が支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金から補てんしている。

(可決 賛成多数)

決算

平成22年度芦屋町一般会計決算の認定について

決算額は、59億4,500万円、前年度と比較して、16・2%の減額となっている。

(認定 賛成多数)

各公営企業会計の平成22年度決算の認定について

モーターボート競走事業会計、病院事業会計及び公共下水道事業会計の平成22年度決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、認定を求めるもの。

(認定 満場一致)

契約

船頭町駐車場活用事業商業施設整備工事(建築)請負契約の締結について

船頭町駐車場に商業施設を整備するため、9,440万円で建築工事の請負契約を締結するもの。

(可決 賛成多数)



10月29日 宮崎県日南市にオープンした場外券発売場「オラレ日南」
※左上写真は場内の様子

その他

専決処分事項の承認について

「現下の厳しい財政状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正

する法律」の制定に伴い、個人住民税に係る寄付金税額の適用下限を現行の5千円から2千円に引き下げるほか、不申告による過料を現行の3万円以下から10万円以下に改める等の改正を行った。

(承認 満場一致)

議会改革特別委員会の設置について

議会改革及び活性化について審

議するため、議員全員13名を委員とした、議会改革特別委員会を設置するもの。

なお、審査期間は、調査終了までとする。

(可決 満場一致)

芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

三好利孝氏の任期満了に伴い、三好氏の再任案が提案された。

氏名 三好 利孝
生年月日 昭和12年12月9日
住所 芦屋町中ノ浜

(同意 満場一致)

報告

財団法人芦屋町開発公社の経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告された。

平成22年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率が報告された。

請願

特別養護老人ホーム新設を求める意見書の提出を求める請願について

特別養護老人ホームの新設を求める意見書の提出を求める請願が提出された。

(採択 満場一致)

「スーパーASO」誘致に関する請願について

税金投入型スーパーを考える会代表より、スーパー誘致計画を再度考え直すことを要求するほか3項目を求める請願が提出された。

(不採択 賛成少数)

意見書

特別養護老人ホーム新設を求める意見書の提出について

福岡県に対し芦屋町内に特別養護老人ホームの新設が速やかに実施できるよう、特段の配慮を求めることを要望する意見書が提出された。

(可決 満場一致)

町政を問う

一般質問

質問者と内容

- **今井 保利 議員**
 1. 船頭町駐車場活用事業について
 2. ポート競走事業会計決算の認定について
- **川上 誠一 議員**
 1. 介護保険制度について
- **小田 武人 議員**
 1. 道路上における歩行者の安全対策について
- **松上 宏幸 議員**
 1. 不登校児童生徒への対応について
 2. いじめ件数の増加について
- **益田 美恵子 議員**
 1. 公立、私立幼稚園・保育所の耐震化について
 2. 防災について
 3. 遠賀郡4町と国土交通省九州地方整備局と災害時の応援に関する協定の締結について
- **刀根 正幸 議員**
 1. 地域力のパワーアップと協働のまちづくりの推進について
 2. 高校生通学者の交通費助成について
- **妹川 征男 議員**
 1. 芦屋海岸に3万5千本の松の植栽計画について
 2. 防砂堤建設による飛砂増大化の検証について
 3. 浜口・高浜町営住宅跡地の売却について
 4. スーパー麻生誘致の件について

今井 保利 議員

船頭町駐車場活用事業について

Q 町民の理解を得るため、説明会を実施する計画はあるか

A 今まで様々な場面で住民への周知を図っているので、今後説明会を実施する予定はない

今井 町民に対して、事業の説明を丁寧に行うべきと考えるが、その計画はあるか。

企画政策課長 本事業については、20年度に実施した商業施設誘致のための土地利用の見直しに伴う住民説明会をはじめ、第5次総合振興計画策定時のまちづくり説明会など各所で住民へ説明し、意見も伺っており、説明責任は果たしていると思う。

今井 確かに、広報やいろいろな計画の中で見聞きしているが、住民からスーパー進出につ

いて問題があるのではないかとという署名まで出た中では、もっと丁寧に住民目線に立ってやるという気はないか。

企画政策課長 別途、説明会を実施する考えはない。

今井 船頭町駐車場に新しく商業施設が出来ることにより、既存の町内業者・商業者に対する影響調査を実施する予定はあるか。

地域づくり課長 本事業は、住民の生活利便性の向上及び中心市街地の活性化を図ることを目的としているため、調査を実施する予定はない。しかし、商工会の現状は、近隣への大型量販店の出店、事業主の高齢化、後継者不足、景気の低迷による廃業などから、商工会の会員数は平成17年に比べ23年は1割減となっている。

今井 この事業は、商工会・商店街からの強い要請があったと聞かすが、その要請された書類はあるのか。

地域づくり課長 平成21年2月25日に開催された行政・議会・商工会の合同行政懇談会の中で、

①町内業者への物品・食材等の発注方式について。②船頭町駐車場、町営住宅跡地の土地利用について。という2点の要望があがっている。

今井 買い物難民がどれくらいいるのかという事前調査や1億5千万円以上の投資後の効果の確認もしないで、大切な税金を使うのか。

地域づくり課長 住民アンケート調査を24年度に計画しているため、その中で商店街などの中心市街地の整備項目の満足度ポイントで比べることができると考えている。

副町長 住民ニーズについては十分あり、多くの方が中心市街地の活性化を望んでいると理解している。そのため総合振興計画の主要施策として、船頭町駐車場を活用し、中心市街地の活性化、住民の生活利便性の向上を図るとともに、空き店舗対策や企業誘致に取り組みとあげている。

また、商工会において活性化委員会が設置されており、この中で振興策が具体化されると考えているので、町は連携を密にし、その支援体

制や支援策について検討していきたい。

今井 町の条例では、町の土地を無料または安く貸すことはできないと書いてあるが、今回事業者は、建物分の1億5千万円は返すが、土地は無償での貸付になっている。条例にないのに、土地を無償で貸せるのか、その根拠は。

企画政策課長 賃料は、建物と土地貸付を含んでいる。法的根拠は、地方自治法第237条第2項に基づき土地及び建物の貸し付けを行う。

また、普通財産の貸し付けとなるので、芦屋町有財産取扱規則第25条に基づき、面積や貸し付け期間、その相手などに関する事項を定め、公募提案した。

今井 自治法にあっても、芦屋町町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条では、普通財産を無償または減額で貸し付けられるのは、公共のものとして使うときだけで、営利を目的とする場合は貸せないとある。これに違反していないか。

副町長 著しく安価もしくは無償であれば議会の議決が必要だが、今回は適正な対価で貸し付けしようとしているので議会の議決は必要ないし、違反ではない。

今井 条例になく、議会の承認もなく、何をもって減額して、土地は無料、建物代だけの減価却分だけとしたのか。

副町長 賃貸借契約は、土地及び建物双方に係る契約で、その賃料は事業者の提案する見積建設費などにより算出したものである。賃料計算の基礎数値は建設費だが、賃料自体は土地及び建物に対するものである。したがって、無償で貸し付けることにはならず、賃料として適当であると考える。



核店舗誘致のための整備がすすむ船頭町駐車場

今井 この賃料が、適正な価格というのは誰が判断するのか。

副町長 芦屋町財産取扱規則第26条に「土地及び建物の年間賃料は、固定資産評価相当額の100分の5」と定められており、この事業に供する土地及び建物の当初5カ年の賃料はほぼ同程度であるため適正な価格である。

今井 船頭町駐車場活用計画の中で事業者がよそに転貸する、いわゆるテナントを入れることになっていて、芦屋町の財産を人に貸して、その人がよそに貸して利益があげられる法的根拠は。

企画政策課長 民法第612条第1項において、「賃借人は賃借人の承諾を得れば転貸することができる」と規定されており、契約書案第8条第1項に芦屋町の書面による承諾があれば転貸することができる」と規定している。

今井 申請が出て貸すということ町は了解

しているのか。

企画政策課長 まだ書面による申請は出ていない。

今井 8月31日に商工会から会員宛てに「テナント募集の説明会」の案内文書が来た。転貸を申請していない中、その説明会は誰が承諾したのか。

企画政策課長 事業者とは、賃貸借契約するまでの有効な契約として事業契約を結んでおり、それに基づいて事業者は準備を進めていると理解する。

今井 賃貸借契約の中に、全部または一部につき賃借権を譲渡することも転貸することもできるという条項になっているがこの根拠は。

企画政策課長 賃貸借契約の第8条のことだが、芦屋町の承諾が前提になっている。

今井 では、テナント募集の説明会の内容はどのようなものか。

地域づくり課長 募集テナントの種類や家賃について説明があったが、家賃については具体的な説明はなかった。

今井 芦屋町の公有財産をほかに貸している実績はあるか。

財政課長 土地建物を含めて普通財産として貸し付けているのは、芦屋郵便局と福岡銀行のATM。

今井 郵便局が、よその人にその土地を貸しているという条例になっているか。なっていないと思う。町営住宅も借りている人は、よそに貸し出せない。これはなぜか。

環境住宅課長 公営住宅法第27条第2項に、公営住宅の入居者は当該公営住宅を他の者に貸し、また、入居の権利を他の者に譲渡してはならな

いと規定してある。

今井 町営住宅をよその人に貸して利益を上げることはできない。よそに貸し出すとリスクが発生するから町営住宅は貸さない。転貸したらどのようなリスクが発生するか調査をしたことがあるか。

副町長 調査はしていないが、転貸をする場合は芦屋町の許可が必ず必要であると明記して契約を結ぶ。

今井 この事業は、町のために町民のためにするということはよく理解しているが、少なくとも千名の反対意見も上がってきている。法律違反はないかなど、一つひとつ確認しながら進めてほしい。

ボート競走事業会計決算の認定について

Q 予算計画にない2千万円が一般会計へ支出されたが、その理由は

A モーニングレースやミニポートピアの開設により、予定を上回る決算が見込めたため

今井 22年度決算において、一般会計繰出金として2千万円がボートから芦屋町に入ってきているが、当初予算計画にないこの2千万円が出た経緯と理由は。

管理課長 昨年策定したモーターボート事業財政計画では、22年度的一般会計繰り出しは計画していなかった。しかし、モーニングレースの実施やミニポートピアの開設などにより、予定を上回る決算が見込めたので、財政に寄与するという事業の目的から2千万円を一般会計に繰り出した。

今井 今後、レースの実施、ファンサービス、人件費などのために基金を貯めておかなければならないのに、2千万円を出したということは、基金がたくさん貯まっているということなのか。

管理課長 22年度決算において、基金残高は約8億9千万円。基金を除く現金ベースでの内部留保としては、減価償却費を含む額で約5億6千万円となっている。

今井 病院会計は28億円くらいを現金でためている。ボートも病院も今後のためにきちんと基金を貯めなければならぬ。今後必要なお金は、一般会計からは出せないということをよく考えて会計の管理を行っていただきたい。

川上 誠一 議員

介護保険制度について

Q 法改正により、要支援者向けサービスを総合事業に移行することができるが、町の対応は

A 地域包括支援センターの直営も含め、広域連合と検討していく

川上 介護保険法の改正により、要支援者向けの訪問通所サービスを市町村の判断で介護予防日常生活支援総合事業に移し、配食や見守りなどと組み合わせ介護保険給付の対象外に出来ることとなった。他にも高齢者、障がい者の生活に大きく影響を及ぼすものが含まれているが町はどう考えるのか。

福祉課長 法改正の目的は、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、

予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めることである。しかし、具体的な情報が国や広域連合から入っていないため、問題点が想定できない。今後、広域連合から情報が入り次第、広域連合及び遠賀支部と検討していく。

川上 介護予防日常生活支援総合事業は、遠賀支部で行うことになっているが、基本的には各町、中学校区単位で行うという方針である。現在、遠賀支部にある地域包括支援センターの位置づけが変わってくると思うが、今後どうなるのか。

福祉課長 地域包括支援センターは、26年度までに各市町村に運営体制を移行することになっている。町直営とすることで、相談等の利用がしやすくなるが、現在検討中である。

川上 地域包括支援センターが町直営になるとすれば、どこに設置するのか。例えば、一昨年末で芦屋中央病院の横に健康管理センター「ほえみほーる」があったが、保健、福祉、医療、介護を一体化するという点で、介護予防日常生活支援総合事業の実施をきっかけに、ほえみほーるを再開するという考えはないか。

副町長 健康管理センターを役場に移したのには、ワンストップサービスの実現、つまり住民の利便性の向上のために行った。再度、別の場所に移すという考えはない。

川上 介護予防日常生活支援総合事業では、介護の問題よりも生活支援や住宅問題に関する連携が必要になる。ニーズに応えられるような地域包括支援センターにしてほしい。

注1…一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるようにしたサービス。



介護予防のための料理教室「いきいき健康クッキング」

また、今回の法改正は、介護保険の給付費を抑制するために、軽度者から介護の取り上げを進めることを目的としているように感じる。今後、住民が必要とする介護が受けられるよう保険制度の議論をしてほしいが、町の考えは。

副町長 今後とも高齢者の方、介護を受ける方が、充実した介護サービスが受けられるような環境づくりを広域連合と連携していく。

川上 法改正により、たん吸引などの医療行為を在宅サービスのヘルパーや特養以外の他の施設にも拡大され、事故が起きた場合の責任問題などで現場の介護職員等は不安を抱えている。重い仕事をするだけの賃金も保障されていない介護職員等が医療行為を行うことを認めるといふ改正には大きな問題があると思うが、町の考えは。

福祉課長 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正によるものだが、一定の研修を終了し、都道府県知事が認定した者が医療行為を行うこと

ができると聞いている。

川上 これは、介護の問題ではなく医療の問題でもあるので、今後の議論を注視してほしい。

また、改正法によると日常生活圏ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえて介護保険事業計画の策定をするため、自治体で日常生活調査を行うことになっているが、芦屋町では行われたのか。

福祉課長 地域ニーズ調査は、芦屋町では実施していないが、4月末に県介護保険広域連合で調査票を送付している。調査方法は、65歳以上の要介護3から5を除く高齢者のうち20%を無作為抽出して郵便により送付している。調査結果は、まだ情報が入っていない。

川上 介護保険事業計画の策定にあたり、日常生活圏域ごとに住民代表の参加する日常生活圏部会を作り、地域住民のニーズ、介護の状況を議論していくようになっていくが、どのように進んでいるか。

福祉課長 広域連合では、日常生活部会を作ることについてまだ確定していない。

川上 事業計画に実態を反映するためにも、日常生活圏部会を作ること求めてほしい。

また、24時間定期巡回、随時対応サービスは、必要ではあるが、介護職員等の安全の確保や防犯の問題等で、実際に行うことができるか危惧されるが、どう考えるか。

福祉課長 単身、重度の要介護者に対応できるように24時間対応の定期巡回、随時対応サービスや複合型サービスを創設することになっている。広域連合において、十分論議されると思う。

川上 24年3月で介護療養型医療施設の廃止が計画されていたが、法改正により6年間延長

することになった。しかし、廃止の方針は撤回せず、新設は一切認めないものである。芦屋中央病院にも介護型療養病床があるが、現状はどのようになっているのか。

病院事務長 芦屋中央病院には、療養病床が40床あり、うち医療型が10床、介護型が30床ある。24年3月の廃止に向け、当院でも介護型30床のうち14床を医療型、16床を一般病床へ移行する検討を進めてきた。しかし、現状として長期入院の利用が多数あるので、今後とも国の施策等状況をみて療養病床について検討していく。

川上 必要性があるので、今後とも療養病床の継続を求めていく。

Q

次期介護保険料の見直しで、介護保険料はどのくらいになるのか

A

保険料の軽減のため、県、広域連合で基金の取り崩しを検討中

川上 広域連合は、全国でトップ水準の高い保険料だが、第5期介護保険事業計画では、保険料はどのくらいになると見込んでいるのか。

福祉課長 金額は、現在算定中だが、政府案では、介護保険料を軽減するために県の財政安定化基金を取り崩すこととしており、広域連合においても給付準備基金を使って保険料の軽減を図りたいとしている。

川上 県の財政安定化基金は129億7千万円、広域連合の介護給付費準備基金は25億4,600万円ある。介護保険料を軽減するためには、基金の取り崩しを求めているかなければならないと思うが広域連合の中で議論は進ん

でいるのか。

福祉課長 どのくらい取り崩すかわからないが、広域連合でも出来るだけ保険料の上昇を抑えていきたいと考えている。

川上 今議会に特別養護老人ホームの新設を求める請願が出ているが、基盤整備をすることは今後必要である。しかし、基盤整備をすればそれだけ保険料が高くなり、ヘルパーの給料を上げればまた保険料が高くなる。そのため、国がある程度の国庫負担をきちんとするべきであり、町は国に対してそういう意見をあげることが必要である。

今後とも介護保険を円滑に運営していくためにも、町はいろいろな場面で議論し、意見をあげてほしい。

町長 私も川上議員も介護保険広域連合議会に代表として出ているので、しっかりと主張していきたい。また、特別養護老人ホームの件についても、入所待機者が130名近くいると聞いているので行動を起こしていく。

小田 武人 議員

道路上における歩行者の安全対策について

Q 道路上の公共ますの段差解消のため、どのように管理しているのか

A 道路パトロールによる巡視点検を行い、補修している

小田 道路上の公共下水道の公共ますの設

置箇所数及び公共ますの維持管理はどのように行っているのか。

都市整備課長 現在設置されている公共ますは、約4,930箇所。維持管理は、担当職員が現場の巡視点検を行い、公共ますを含めた管渠全体の管理を行っている。下水道関係の維持管理は、毎年計画的に管渠清掃を委託し、公共ます周辺に段差等の異常が見つかった場合は、補修をしている。

小田 公共ますと道路と段差があるものが、何箇所あるか把握しているか。

都市整備課長 段差がある箇所数は、把握していないが、道路パトロールを実施した際に把握して対処している。

小田 私が、ウォーキングしているコースに約30ヶ所公共ますがあるが、そのうち7,8ヶ所は2・5センチから5センチ近くの段差がある。全体で見ると、かなりの数があると考えられるが、高齢者や障がい者が外出する際は非常に危険だ



公共ますと道路の段差

と思う。段差解消策は、どのように考えているのか。

都市整備課長 最近、北九州市で公共ますの段差による事故が起こったと聞いている。今後は、道路パトロールを強化し、実態を把握して維持管理に努めていく。

小田 第5次総合振興計画の中でも、高齢者、子ども、障がいのある人などに配慮した歩道のバリアフリー化など、人に優しい道づくりを推進する、とある。高齢者保健福祉計画の中でも施設に対するバリアフリー化が示されている。北九州市の事故は、わずか3センチの段差によるもので、裁判の判決理由にも、段差がないよう管理すべきと指摘されている。芦屋町においても、同様な事故が起きる可能性が十分考えられるので、早急に段差解消に努めてほしい。

松上 宏幸 議員

不登校児童生徒への対応について

Q 不登校ゼロに向けての対応は

A 未然防止、早期対応のため、遅刻、欠席の状態を把握し家庭や関係機関と連携して取り組む

松上 18年度以降、不登校者はどのように推移しているか。今まで不登校者への対応はどのようにしてきたか。また、不登校ゼロに向けて、今後の対応策は。

学校教育課長 不登校者の推移は、小学校では18年度、3名。19年度、6名、うち不登校解消児童1名。20年度、4名。21年度、6名、うち

解消児童1名。22年度、7名、うち解消児童2名となっている。中学校では、18年度、18名、うち不登校解消生徒2名。19年度、27名、うち解消生徒3名。20年度、15名、うち解消生徒5名。21年度、14名、うち解消生徒3名。22年度、24名、うち解消生徒2名となっている。

不登校者に対する対応は、学級担任等による家庭訪問、電話での連絡。また、福祉課や児童相談所などの関係機関と連携して指導したり、養護教諭やスクールカウンセラー、相談員等による専門的な指導、相談を受けて対応している。

不登校ゼロに向けての対応策は、未然防止、早期対応のため、遅刻、欠席の状態を把握し、連続2日休んだらすぐに登校指導する。増加傾向になれば家庭との連携を密にする。増加傾向にならば家庭との連携を密にする。朝迎えに行くなどのほか、福祉課など関係機関と連携し、居場所づくりを行う。

松上 18年度から21年度までを見ると、予想と反して増加していると感じた。対応は十分しているにもかかわらず、不登校者が増えていることについてどう考えるか。

教育長 不登校者は、年度により一進一退がある。理由は、よくわからないが、不登校になるきっかけ、原因は、学校での友達関係、家庭での親子関係、家庭状況や社会性が弱くなっていること、自尊心が弱くなっていることなどではないかと考える。

松上 県教育委員会によると、不登校の原因は、家に引きこもりがちになる無気力が22・3%、友人とのトラブルが19・8%、親子関係によるものが15%である。県の実態と比べた場合、どう考えるか。

教育長 芦屋の子どもたちも、県の実態と非常に近いと思う。それに加え、芦屋の特徴として兄弟で不登校になっている場合が非常に多い。

松上 県教育委員会では、不登校は福祉部門と連携し、家庭環境に起因する改善を図ると提言しているが、芦屋町ではどうか。

教育長 家庭に起因する経済的な状況や家族構成上の課題がある子どもについては、福祉課や児童相談所と連携して取り組んでいる。

松上 不登校問題に関する調査研究協力会議では、不登校はどの子どもにも起こる可能性があり、不登校が継続することは、進路や社会的自立のために望ましいことではないとしている。学校や教育委員会は、どのように考えるのか。

教育長 不登校解決の目標は、社会的な自立である。学校を休めば学力が落ちて、頑張る力も低下してくる。そこで、進路形成に関わる学習支援、キャリア教育、情報提供に全力を尽くし、家庭、保護者と連携を図っていくが、大変難しい。しかし、何とかしたいという思いで頑張っている。

松上 学校教育は、子どもを社会に送り出すことが目的であり、その視点を小学校から高校まで持つことが必要と指摘されているが、いかがか。

教育長 小学校と言えども、進路指導、キャリア教育は非常に大事である。小学校に進路指導という言葉はないが、道徳や特別活動の中で、希望を持って実現に向かって行こうという生き方の指導をしている。芦屋町で実施している「さわやかプロジェクト」では、夢、希望、志の実現に向けて、芦屋の子どもは一緒に育てようと

頑張っている。

また、今年度から教育方針の中で、中学校の教訓である「自主・協同・創造」を保・幼・小・中と連携して、小さいときから取り組むこととし、「自分から進んでやろう」「社会的に自立しよう」ということを目指している。

松上 不登校の問題は、不登校者数を減らすことだけでなく、不登校を起こさせない取り組みも必要である。すべての子どもが安心して通うことができる学校を実現させることが重要であるが、芦屋町ではどうか。

教育長 芦屋町の教員は、本当に日夜努力しており、学校と家庭、地域、そして関係機関と連携して、不登校ゼロ、いじめの早期発見、早期対応に取り組んでいる。

松上 先生方の夏期休業日は、さまざまな知識を身につけるための研修を受ける貴重な時間だと言われるが、芦屋町の先生はどう取り組んでいるのか。



芦屋中学校校訓 「自主・協同・創造」

教育長 教職員は、夏期休業中に県教育委員会が主催する職能に応じた研修や経験年数に応じた研修に参加している。さらに、芦屋町の場合には独自に、特別支援の研修や小学校では理科の実技研修や英語活動などの研修を行って資質向上に努めている。

松上 不登校の原因には多種多様あるが、一人ひとり個別のニーズを汲み取り、社会につながるための環境を充実させ、不登校ゼロの学校を目指してほしい。

いじめ件数の増加について

Q いじめ防止の予防策はどのようにしているのか

A

早期発見、早期対応のため、アンケート調査、生徒指導委員会での情報交換、健康観察などに努めている

松上 いじめの実態は、把握しているのか。いじめは、どのようにして発見しているのか、アンケート調査を実施しているか。また、いじめ防止の予防策はどのようにしているか。いじめを認知した際の対策と再発防止策はどうしているか。

学校教育課長 いじめの認知件数は、小学校で18年度、3名。19年度、0名。20年度、1名。21年度、3名。22年度、1名。中学校では18年度、1名。19年度、0名。20年度、0名。21年度、0名。22年度、3名。

いじめの発見は、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等によるもの、アンケート調査によるもの、本人、保護者からの訴え、地域住民

からの情報による。アンケート調査は、小学校は学期ごと、中学校は毎月実施している。

いじめの予防策としては、早期発見、早期対応のため、アンケート調査、定期的な生徒指導委員会での情報交換、日記や班ノート、担任による毎日の健康観察に努めている。

認知した場合の対策については、いじめた本人から状況を聞き、その保護者へ報告し、指導を行うとともに、いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪指導を行っている。いじめの被害者へは、本人から状況を聞き、学級担任や他の教師が継続的に面談し、ケアを行っている。また、再発防止のために、いじめの加害者、被害者双方の状態を注視し、職員会議等で当該いじめについて検証をしていく。

松上 文部科学省は、被害者の声を反映しやすくするため06年度からいじめの定義を変更しているが、今報告があった件数は新しい認定に基づいたものか。

教育長 新しい認定に基づき、いじめと感じたらいじめと捉えたものである。

松上 いじめ発見のきっかけとして、アンケートなどによるもの26%、本人の訴えが23・1%、学級担任の発見が19%となっている。本来は、一番身近な学級担任が気づくことが多いと考えられているか。

教育長 小学校の場合は、一日担任が見ているが、子どもは先生の前では隠すという雰囲気を持つている。その子を直接見て気づくよりも他の子どもたちの話や班ノート、アンケートで見つけることが多い。

中学校になると、一日中担任が関わることがないので、さらに難しい。しかし、教員がいかに

にアンテナを高くして、見つける努力をすることは当然のことである。

松上 いじめの認知件数が3年連続最多だった熊本県は、アンケートにより担任が気づかないSOSを浮かびあがらせ、いじめ解消率も一番だった。芦屋町のアンケートの場合はどうか。

教育長 中学校は、平成12年の殺傷事件以来、毎月1回教育相談アンケートを実施しており、先生方もアンケートに書いてあることに即対応して、生徒との信頼関係を作っている。そのため、いじめ件数も非常に少ないのだと思う。

小学校では、学期ごとにアンケートをとっているが、子どもや保護者から直接情報が入ることも多く、相談できる信頼関係をつくるのが大事だと考えている。

松上 問題を複雑化する要因として、家庭の不安定さがある。そのため、子どもだけでなく保護者にも目を向けるようにしなければならぬ。芦屋町でも保護者との面談を徹底的にしていると思うが、さらに取り組んでほしい。携帯電話を利用し、ネットの世界で特定の子どもを攻撃するなどのいじめがあると聞くと、芦屋町では脱ケータイ宣言をしている中で、実態はどうなっているのか。

教育長 今のところ、携帯によるいじめやいたずらはないが、脱ケータイ宣言をしたことで、携帯の所持率が劇的に下がったということはないので、中学校は携帯に関して何が起きてもおかしくない状況にあるという心配はしている。

松上 いじめ発見のため、学校側の意識改革を求める意見もある。仲良くするようにするために必要ではなく、悪いことは悪いときっちり徹底させることが必要であるが、どういう指導をし

ているのか。

教育長 保・幼との連携も含め、小さい時から指導すればきちんとわかるので、いけないことはいけないとしつかり指導していく。

松上 いじめは、悪いことだが、いじめの加害者にそういう意識がない場合が多い。自分がされて嫌なことは、人にもしない、させない、ということ子どもたちには言い聞かせ、守らせれば、いじめはなくなり、みんなと仲良くできて、学校が楽しいところになる。学校が楽しくなれば不登校もなくなるだろう。家庭、学校、地域社会で子どもたちを見守り、きつちり育てて行こう。

益田 美恵子 議員

公立、私立幼稚園・保育所の耐震化について

Q 町内の幼稚園・保育所の耐震化の状況は

A 耐震化が必要な施設がある

益田 小中学校の耐震化は図られているが、幼稚園、保育所の耐震化について今まで相談があったか。また、耐震化の調査が終わった施設はあるか。耐震化を進める上での問題点はあるか。

学校教育課長 幼稚園については、耐震化のための補助金について問い合わせがあり、文部科学省の「安全安心な学校づくり交付金」を紹介

した。

耐震診断が必要な施設は、芦屋中央幼稚園だが、耐震診断の結果、本館において耐震化が必要とのことである。

福祉課長 町内の4つの保育所のうち、緑ヶ丘保育所と山鹿保育所は、耐震診断の対象外である。耐震診断が必要な二つについて、芦屋保育園は、本年度耐震診断を実施しており、異常なしという結果で、若葉保育所はまだ耐震診断を実施していない。

益田 幼稚園に対する補助金は、具体的にどういうものなのか。

学校教育課長 文部科学省の補助金で県の私学振興課が窓口になっており、事業費400万円以上で補助率が原則3分の1というのがある。

益田 県や町の補助はないのか。
学校教育課長 町では、施設整備の2分の1以内を補助率とする私立幼稚園施設整備補助金がある。

益田 自分では対応できない小さな子どもことなので、耐震診断の対象かどうかに関わらず、耐震化を進めるよう検討してほしい。

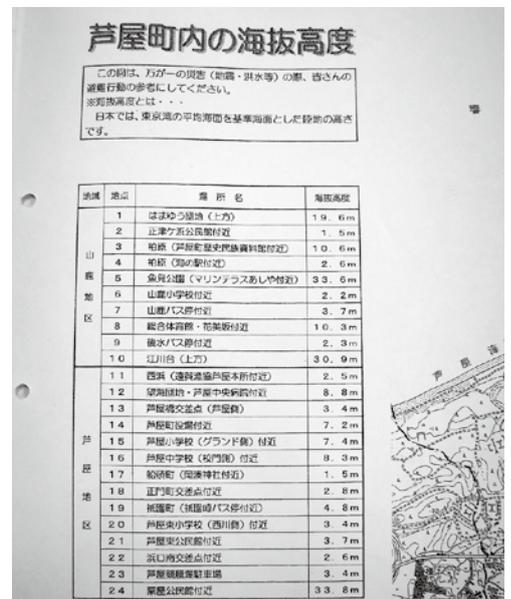
防災について

Q 防災について芦屋基地と協議がされているか

A 津波に対応するため、高台の芦屋基地を避難場所とできるよう協議している

益田 東日本大震災を受け、学校での防災教育の重要性を感じたが、芦屋町では防災教育を

注2：昭和56年以前に建てられたもので、2階建て以上、床面積の合計が500㎡以上のものなどは、耐震診断が必要。



海拔高度を示したハザードマップ

どう考えているか。町で家族防災会議の日を設定してはどうか。
また、芦屋基地と防災について協議が行われたことがあるのか。

学校教育課長 従来、想定していた災害は、台風地震、火事等で津波は想定していなかった。そのため、非難訓練、消火訓練、地震時の訓練は行っていたが、津波に対する訓練はしていなかった。今後は、町の海拔を表記したハザードマップを活用し、子どもたちに高い場所を認識させるなどの防災教育も実施する。

総務課長 地震や風水害などから命を守るためには、日ごろから各家庭で災害に備えることが必要である。現在、全国的に9月1日が防災の日と制定されていることから、この日を家族の共通認識を再確認するための機会としてもらうため、広報等で周知に努める。

また、芦屋基地との防災協議については、東日本大震災での津波を教訓とし、高台にある芦屋基地内を避難場所として利用することの協議を行っている。

益田 「釜石の奇跡」というテレビ番組では、学校での積極的な防災教育により児童生徒の命を守ることができたと言っている。その防災教育の中で①想定を信じるな②ベストを尽くせ③率先避難者たれという3原則がある。

芦屋町では、子どもが自らの命を守る姿勢を身につけるために、防災教育にどう取り組むのか。

教育長 「釜石の奇跡」については、自分で考えて、判断して行動せよということで、まさに今学校が求めている生きる力であろうと思う。これについては、教育の全般を通して指導していきたいと考えている。

しかしながら、津波については経験がないので、まずは町内の高い所、どこへ逃げたらいいのかということを確認させることが大事だと考えている。これを今後、訓練としてはどういった形がいいのかなど検討していきたい。

益田 小中学校で防災教育を進めるもう一つのねらいは、子どもが大人になった時に後世に伝えることができることである。子どもものときからの積み重ねで、防災に対する意識を変えることは重要なことである。

避難場所だが、芦屋町では学校周辺に高い場所がない。芦屋基地は、高台でもあるし、小学校にも近いので、ぜひ基地との協議を進めてほしい。

総務課長 芦屋基地は、30メートルほどの高台であり、3箇所ある入り口も小学校に近い。また、具体的に詳細を協議していないが、積極的に進めていく。

**遠賀郡4町と国土交通省九州地方整備局と
災害時の応援に関する協定の締結について**

Q 協定を結ぶことで、どのような支援が得られるのか

A 情報提供や災害対策用機械、機器の支援、災害後の復旧工法の助言など

益田 9月2日付け新聞に、大規模災害時の応援に関する協定締結調印式として報道されていたが、どのような内容か。

総務課長 九州地方整備局が行う災害時の自治体連携支援内容は、①緊急災害対策派遣隊の緊急調査により、土砂崩壊や地滑り等被災箇所の把握を行い、復旧工法の提案、助言の実施。②現地情報連絡員の派遣による情報の収集や自治体の要望の整備局への伝達。③災害対策用機械、機器による自治体への支援。

益田 東日本大震災のときも、全国知事会を通じて支援を要請する仕組みがあったそうだが、全く機能しなかったと聞いている。今後、九州地方整備局とどのような詰めを行うのか。

町長 今まで、九州地方整備局が災害時に行政に対して、何かするということはなかったが、今回の震災を機に整備局が持っている情報を積極的に、速やかに自治体に提供するという内容の協定締結である。

災害時は、初動時の判断が非常に大事であり、そのためには情報が必要である。また、協定を結んだばかりなので、今後いろいろな課題が出てくると思う。

益田 今回の災害で、避難場所において、女性が下着を干せない、着替える場所がないなど女性の人権が問題視された。今後、見直しが必要と考えるが。

総務課長 避難場所における女性への配慮について、今後検討していく。

刀根 正幸 議員

地域力のパワーアップと協働のまちづくりの推進について

Q 職員の地域担当制とは、どういうものか

A 職員が地域に入り、情報の提供、吸収をすることで、職員の資質を高める

刀根 現在と5年前の自治区及び自治区内の老人会、婦人会、子ども会等の設置数並びに自治区加入率の状況と、まちづくり事業の将来像について、事務進捗状況はどうなっているか。

地域づくり課長 平成23年4月の自治区加入率は、63・8%、自治区内にある老人会は20団体、子ども会は17団体、婦人会は2団体で他に個人で加入している方がいる。また、5年前は老人会が23団体、子ども会は23団体あった。

自治区の再編については、それぞれの自治区には歴史や文化があり、現時点では具体的に進んでいないが、今後も再編方策については区長会と意見交換しながら調整していく。

刀根 地域力のパワーアップと協働のまちづくりを推進していくための具体的方策は、

地域づくり課長 平成22年度に芦屋町自治区活性化事業交付金が創設された。自治区ではこの交付金を活用して、活動内容の充実と加入促進を図っている。

また、区長会の特別委員会や自治区活性化促進会議で協議し、加入促進を支援していく。

生涯学習課長 協働のまちづくりを目指して、平成22年3月に芦屋町ボランティア活動センターをオープンさせた。現在、37団体と個人20名の登録があり、団体の内容も豊富で、構成員の実力、技術も高まっている。

センターでは、ボランティア団体の活動支援や、団体間の交流を図り、求める人、求められる人を結びつけるコーディネート機能も発揮している。

またセンターは、住民と行政がパートナーシップを築き、一人ひとりが生き生きと輝くボランティア活動ができるように、住民と行政の協働の拠点として機能させていきたい。

総務課長 基地との交流事業の方策については、基地と行政が連携を強化し、双方の課題解決に向けた定期的な交流会等を開催するため、基地渉外室と事案ごとに調整している。

また、平成21年から航空祭で芦屋町のPRブース等を設置しているなど、今後もさまざまなイベントで協力を仰ぐとともに、災害等に対しても積極的な協力体制を築いていく。

企画政策課長 自治区の活性化のため、住民参画まちづくり条例に基づく情報共有などを積極的に進めるとともに、地域コミュニケーションを高めるため出前町長室、職員の地域担当制などを進める。



毎年年末に雁木区で行われるもちつき (H 22.12)

刀根 職員の地域担当制とはどのようなものか。

町長 職員の地域担当制の目的として、職員力を高めるための研修の一環、また、自治区加入を促進することがある。職員が地域に入ること、地域の要望や考えを直接聞き、職員の資質を高めることができると考えている。

刀根 5年前と比べても、地縁団体への加入が急激に減っている。自治区の加入率も低下し、地域で一緒に協力しようという意識も薄れてきている。各自治区でも加入促進の働きかけをしているが、自治区加入のメリット、デメリットがはっきりしない中では、加入が増えることは難しい。町では、加入促進についてどう考えているのか。

地域づくり課長 現在、100世帯以下の自治区が13区、100世帯以上の自治区が17区ある。

自治区の再編についても、区長との意見交換をしながら進めていきたい。

また、加入促進対策として、各区では未加入者へのイベント案内や啓発を実施しており、町もその活動を支援していく。

刀根 自治区の加入率は、岡垣町、遠賀町で80%超、水巻町でも70%を超えている。芦屋町と交流事業をしている佐野市では100%近いという。そこに何の違いがあるのか、今後よく調査し、議論してほしい。

また、地域担当制については、職員による住民への情報提供も十分行なってほしい。

副町長 住民参画の基本は、情報の共有化である。職員が出向き、その中でいろいろな情報を提供し、また吸収することは、非常に有意義なものになる。

刀根 元気な芦屋町にするために、行政組織を横断的なものにして、その中で自治区の役割分担の明確化、地域の活動がしやすいような組織づくり、自治区の活動の広報掲載、自治区加入、未加入の違いを持たせることなどの取り組みが必要かと思う。

高校生通学者の交通費助成について

Q 高校生に年間1万円の助成金を交付してはどうか

A 地域公共交通協議会の中で、町の支援等とあわせて検討していく

刀根 JRの駅がなく、地理的に不利な芦屋町から通学する高校生に年間1万円の助成金を

交付する制度を設置してはどうか。

環境住宅課長 町の課題として、JRの駅がないために多くの方が通学や通勤のために、折尾駅や遠賀川駅までバス等の公共交通を利用しなければならぬ。全国的にも公共交通の存続が危機に瀕しており、今年度、芦屋町でも国土交通省が支援する地域公共交通確保維持改善事業の補助金により地域公共交通協議会を立ち上げた。

協議会では、公共交通の実態調査、ニーズ調査、類似地域及び先進地事例の調査等を行い、芦屋町の問題点、課題等を整理し、その課題を解消できるような計画を策定して、公共交通の確保、維持、改善に取り組む。

通学助成金については、平成18年度に行政改革の一環として、生活保護世帯の通学補助制度を見直した経緯があるため、即答はできないが、今後、協議会で町の支援等とあわせて検討していく。

妹川 征男 議員

芦屋海岸に3万5千本の松の植栽計画について

Q 試験施工での松400本の植樹を中止するように、県に申し入れるべきと考えるが、**A** 松が育つかを客観的に検証する上でも、試験施工は有効な手段である

妹川 県は、「里浜づくりワークショップ」で松を植樹することが合意形成できたとしている。

35名で構成していた「里浜づくりワークショップ」のうち、わずか13名の参加、まして住民の代表者でもない中で合意形成などありえない。町はどう考えているのか。

企画政策課長 ワークショップのメンバーは、地域住民を始め芦屋海岸で活動している方であり、ほとんどが町民である。最後のワークショップの参加者は、14名だったが、うち11名が芦屋町在住、ほか3名も非常に芦屋海岸に深い関わりのある人だった。

このワークショップで、里浜づくり計画がまとめられ、ワークショップ案を尊重し技術検討委員会及び実行委員会において、整備計画の策定を進めていくことを町でも意思決定している。

妹川 県は、試験施工計画として砂浜に400本の松を植えようとしているが、白岩海岸を例として、さらに条件が悪い芦屋海岸では松が育たないと考える。試験施工の中止を県に申し入れるべきでは。

企画政策課長 農業土木を専門にしている大学の先生によると、芦屋海岸では松は育つということだった。試験施工を計画しているすぐ西側の海浜公園では、芝生を守るために松が植林され、20年以上も育っている。

芦屋海岸で松が育つか、飛砂を抑える効果があるか客観的に検証するためにも試験施工は有効な手段と考える。

妹川 試験施工で400本植えたとしても、育つまでに10年かかる。たった一部分で、背後地の望海団地や幸町には全く関係ない。やはり、砂を除去することを県に強く要望してほしい。

防砂堤建設による飛砂増大化の検証について

Q 飛砂増大化の調査を県に申し入れるべきと考えるが
A まずは、砂の除去をするよう県に要望している

妹川 6月の一般質問で、飛砂増大化の原因は、防砂堤を設置したことによるものと証明した。2,600万円を負担した町として、調査をするよう文書で県に申し入れるべきではないか。

都市整備課長 8月末に、県と芦屋町で防砂堤周辺や港湾内、奥の芝生広場側のサイクリングロード周辺など堆積した土砂の現地確認を行ない、その後の意見交換時に、町長から飛砂問題はまず砂の除去からという町の要望を伝えていく。県の回答は、優先順位をつけて砂を除去するということなので、現段階での申し入れはしない。

妹川 飛砂、漂砂の堆積、侵食の原因について、町は県とともに海岸一帯、防砂堤周辺を調査したのか。

企画政策課長 飛砂、漂砂、砂の堆積、岡垣町を中心とした侵食、これは芦屋町から岡垣町にかけて、同じ海岸で発生しているものなので、一体的に原因調査や対応を考えなければならない。これまでも県に原因究明と対策を求めてきたが、平成22年度からは福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会を通じて文書の申し入れをしている。



海浜公園内のサイクリングロードに堆積した砂（H 23. 4月撮影）

浜口・高浜町営住宅跡地の売却について

Q 売却価格総額と売却時の坪単価はいくらか

A 売却価格総額は、9,590万円。坪単価は、2万5,947円

妹川 浜口・高浜町営住宅跡地の坪数及び売却価格の総額と坪単価はいくらか。不動産鑑定価格、路線価格、実勢価格の坪単価はいくらか。

財政課長 総坪数は、3,696坪。売却価格の総額は、9,590万円、坪単価は2万5,947円。

企画政策課長 不動産鑑定価格は、北部が9,010万円で、坪単価5万2,778円。南部が1億20万円で、坪単価5万2,177円。

実勢価格の坪単価は、4万4千円。

税務課長 路線価格は、1平方メートルあたり2万1,900円から2万2,800円。

スーパー麻生誘致の件について

Q 町が1億5千万円かけて建設することなどを住民に説明したのか

A 広報あしや、町ホームページ、第5次総合振興計画住民説明会など、説明責任を果たしている

妹川 町長は、自治区単位、地区単位の町民説明会を開催すべきと思うが、その予定はあるのか。

町長 船頭町駐車場活用事業について、広報あしや、町ホームページ、第5次総合振興計画策定時の住民説明会など、いろいろな場面で説明し、十分説明責任を果たしていると考えている。

妹川 その説明の際に、町が1億5千万円かけて建物を建設することや、スーパー麻生が岡垣や宗像で撤退した会社であること、夜間の駐車場の台数が制限されること、バス停の移動はできないこと、一方通行区域は改善されないことなどを説明したか。

副町長 8月の広報では、町で建て貸しをする」と掲載している。この事業は、当初、民間主体で実施しようということ、土地の売却から始め、売れなかったために土地の貸し付けに変更

し、さらに、建て貸しという形になった。夜間の駐車場利用、バス停の関係等は、住民の意向を聞いたうえで、現在、警察と協議しながら進めている。

妹川 この事業に反対の人もたくさん出ている。署名も出ている。堂々と町民会館や地区で説明会をしたらいではないか。

町長 この事業は、思いつきで実施しているのではない。まちづくりの一環としてやっている。やっと、商工会のコンセンサスもとれ、事業が進みだした。まだ、決定していないところもあるので、今後わかり次第、町民にお知らせする。

妹川 スーパー麻生が撤退する場合、年間賃料の5分の2を違約金として払うようになってくるが、もつと厳しくするべきではないか。

企画政策課長 公募の際、中途解約時には年間賃料の5分の2を事業所が芦屋町へ支払うことを示している。したがって、事業が進み契約を締結する段階で、契約時の違約金を見直すことは原則に反すると考える。

妹川 6月議会で、造成工事費用1千万円を補正予算として上程した際、造成工事設計・地質調査のデータ資料を示すことなく行なったが、このような進め方は適正な事務処理とはいえない。町は、どのように考えているのか。

企画政策課長 通常、委員会では平面図及び配置図等で説明を行い、詳細については工事担当者からあわせて説明を行なっている。今後は、委員会などの要請に基づき対応する。

※質問の内容、答弁は紙面の都合上、要約しています。詳しくは、芦屋町ホームページをご覧ください。

議決結果表

平成23年第3回定例会 議決結果

議案番号	議案名	議決結果	状況
議案第42号	芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	満場一致
議案第43号	平成23年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)について	原案可決	賛成多数
議案第44号	平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	原案可決	満場一致
議案第45号	平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)について	原案可決	満場一致
議案第46号	平成23年度芦屋町病院事業会計補正予算(第1号)について	原案可決	満場一致
議案第47号	平成23年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決	賛成多数
認定第1号	平成22年度芦屋町一般会計決算の認定について	認定	賛成多数
認定第2号	平成22年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について	認定	満場一致
認定第3号	平成22年度芦屋町老人保健特別会計決算の認定について	認定	満場一致
認定第4号	平成22年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認定	賛成多数
認定第5号	平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について	認定	賛成多数
認定第6号	平成22年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について	認定	満場一致
認定第7号	平成22年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について	認定	賛成多数
認定第8号	平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について	認定	満場一致
認定第9号	平成22年度芦屋町病院事業会計決算の認定について	認定	満場一致
認定第10号	平成22年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について	認定	満場一致
承認第6号	専決処分事項の承認について	承認	満場一致
請願第2号	特別養護老人ホーム新設を求める意見書の提出を求める請願について	採択	満場一致
請願第3号	「スーパーASO」誘致に関する請願について	不採択	賛成少数
同意第5号	芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	同意	満場一致
議案第48号	船頭町駐車場活用事業商業施設整備工事(建築)請負契約の締結について	原案可決	賛成多数
発委第1号	議会改革特別委員会の設置について	原案可決	満場一致
発委第2号	特別養護老人ホーム新設を求める意見書の提出について	原案可決	満場一致
発議第4号	芦屋町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査	
報告第9号	財団法人芦屋町開発公社の経営状況の報告について	報告	
報告第10号	平成22年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について	報告	

議 会を傍聴してみませんか？

傍聴するには、本会議のある当日に氏名・住所を記入だけです。
日程等は、芦屋町ホームページで公開しています。

Gikai Live TV

本会議ライブ
中継中です。

定例会のみテレビ会議システムを利用した本会議のライブ中継を行っています。視聴できる場所は、役場1階のロビーです。議会開会中に役場へお越しの際は、ぜひご覧ください。



競技「白くなっちゃんよ」に参加
いい笑顔です。

今年、町制施行120周年ということもあり、数年ぶりに町民体育祭がお屋をはさんで実施されました。グラウンドの周りには、出店もあり、大変にぎわっていました。

芦屋町議会も例年どおり参加しましたが、どの競技もいつもより参加者が多いように感じました。スローガン「縁活(えんかつ)」気持ちつなげよう！広げよう！のとおり、地域の人のつながり(地縁)を活気づけた一日になったように思います。地域の人と一緒に、車座でお弁当を食べるのもいいですね。

Y・S

議員多数